

STACIA PiTaPa NC カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）および株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。「阪急阪神カード」および「スルッと」を以下「両者」という）が発行する「STACIA PiTaPa NC カード」（以下「本カード」という）の両者提携によって生じる事項について定めるものです。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 会員とは、両者に対し、STACIA カード会員規約および PiTaPa 会員規約、各会員規約に付随する各種規定・特約、ならびに本特約を承認のうえ、入会申し込みをした個人のうち、両者およびスルッと提携会社（三井住友カード株式会社、以下「三井住友」という）が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権は両者に属し、両者は会員に本カードを貸与します。

第3条（両者のサービス等の利用）

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両者が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両者のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第4条（年会費等）

会員は、両者に対して両者各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条（届出事項の変更）

会員が両者に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。

第6条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、両者所定の届けを提出し、両者が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第7条（個人情報の提供および利用に関する同意）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、両者が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
- (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
- (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
- (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

- (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

3. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第2項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。

4. 会員は、第3項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ることができます。

[中止を申し出る場合の連絡先]

株式会社阪急阪神カード 阪急阪神カードコールセンター
〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号
06-6375-6488

5. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa 会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することを予め同意するものとします。

第8条（退会）

1. 会員は本カードを退会する場合、本カードを添え、所定の届出用紙によりスルッとに届け出るものとします。
2. 会員は両者のいずれかを退会することによって、本カード会員として全て同時に退会となるものとします。

第9条（会員資格の喪失）

1. 両者は、両者各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、両者のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに返還するものとします。
2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に両者の会員資格を喪失するものとします。

第10条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、両者は、当該改定の効力が生じる日を定め、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第11条（会員規約・規定・特約の適用）

本特約に定めのない事項については、両者各々の会員規約・規定・特約を適用するものとします。なお、両者各々の会員規約・規定・特約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。

第12条（本カードの廃止）

1. 本カードは2027年1月31日をもって廃止されるものとします。
2. 本特約は、前項のカード廃止に伴い、2027年1月31日をもってその効力を失うものとします。
3. 会員は、本カードの廃止後（2027年2月1日以降）も、会員がお手元に保有する本カードが、スルッとが発行する「PiTaPa ベーシックカード」として取り扱われるものとし、スルッとが定める PiTaPa 会員規約に基づき、スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービスをカード券面に記載の有効期限まで継続して利用できるものとします。ただし、会員が本カードを複数枚保有している場合は、保有している本カードのうち1枚のみ「PiTaPa ベーシックカード」として継続して利用できるものとし、残りの本カードは2027年1月31日をもって退会となるものとします。

4. 前項によらず、会員がすでに「PiTaPa ベーシックカード」を保有している場合は、本カードは 2027 年 1 月 31 日をもって退会となるものとします。
5. 2027 年 2 月 1 日以降、会員は、阪急阪神カードが定める STACIA カード会員規約、「STACIA」ポイントプログラム規程および本特約の適用外となり、阪急阪神カードが提供する STACIA サービス（ポイントプログラム、STACIA 優待サービス等）は全て利用できなくなります。
6. 前項により、「STACIA」ポイントプログラム規程で定めた本カードの利用によるポイント進呈は 2026 年 12 月末（2026 年 11 月末までの利用分）をもって終了し、2027 年 2 月 1 日以降、本カードに紐づくポイントは全て利用できなくなるものとします。
7. 本カードの廃止に伴う個人情報の取扱いについては、「PiTaPa ベーシックカード」会員への移行後、スルッとが定める PiTaPa 会員規約に基づき取扱われるものとし、阪急阪神カードは、本カードの廃止日以降、本特約第 7 条に定める個人情報の相互提供および利用を行わないものとします。ただし、阪急阪神カードは、個人情報保護法その他の法令に基づき、法令に基づく義務の履行、過去の取引履歴の管理等必要な場合に限り、会員の個人情報を引き続き管理・利用する場合があります。

(2026 年 3 月改定)